

別表1 (R5.7.1～)

特別養護老人ホーム「うれしの」利用料金表

特別養護老人ホームうれしのの利用にかかる料金は以下のとおりです

1. 介護保険の基準サービス

(※単位…円／日額)

(Ⅰ) サービス利用に係る 1日の利用料金 ※1	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200
全額(介護保険給付分を含む)	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200
自己負担分	646	714	785	853	920	646	714	785	853	920

介護保険外の 自己負担額 (Ⅱ)…食費 (Ⅲ)…居住費	負担額段階※3	(Ⅱ) 食費	(Ⅲ) 多床室居住費	(Ⅲ) 個室居住費
	第一段階	300	0	320
	第二段階	390	370	420
	第三段階①	650	370	820
	第三段階②	1,360	370	820
	第四段階	1,580	855	1,171

1日にかかる 自己負担額 (Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
第一段階	946	1,014	1,085	1,153	1,220	1,266	1,334	1,405	1,473	1,540
第二段階	1,406	1,474	1,545	1,613	1,680	1,456	1,524	1,595	1,663	1,730
第三段階①	1,666	1,734	1,805	1,873	1,940	2,116	2,184	2,255	2,323	2,390
第三段階②	2,376	2,444	2,515	2,583	2,650	2,826	2,894	2,965	3,033	3,100
第四段階	3,081	3,149	3,220	3,288	3,355	3,397	3,465	3,536	3,604	3,671

※1…『(Ⅰ)サービス利用に係る自己負担額』の内訳について

○『(Ⅰ)サービス利用に係る自己負担額』の内訳については以下のとおりです。(※単位…円／日額)

(Ⅰ)の内訳	多床室					個室				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
①介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847	573	641	712	780	847
②個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、この計画に基づいた計画的な機能訓練を行っていることに加算されます。								
③精神科医療指導加算	5	精神科医師による月2回以上の療養指導が行なわれている体制をとっていることに加算されます。								
④日常生活継続支援加算	36	前6ヵ月間もしくは前12ヵ月間における新規ご利用者の総数のうち、要介護度4もしくは5の方の占める割合が70%以上、または、日常生活に支障をきたす認知症症状から介護を必要とする方の割合が65%以上、もしくは、ご利用者の総数のうち、たんの吸引等が必要な方が占める割合が15%以上である時、介護福祉士を常勤換算でご利用者6名ごとに1名以上配置している場合に加算されます。								
⑤夜勤職員配置加算(Ⅲ) □	16	夜勤の時間帯(17時から翌朝9時)の間で介護が特に必要とされる時間帯に職員が基準(常勤換算で職員をご利用者25名様につき1名以上)を1名以上上回って配置され、かつ、夜勤の時間帯を通じて看護職員、又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることへ加算されます。								
⑥看護体制加算(Ⅰ) □	4	常勤の看護師を1名以上配置していることへ加算されます。								
合計(①～⑦)	646	714	785	853	920	646	714	785	853	920

※2…介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等ベースアップ等支援加算について

○ご利用された月のサービス利用料金の合計金額に介護職員処遇改善加算として8.3%が、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.6%がそれぞれ加算され、その内の1割を利用者負担額としてお支払いいただきます。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業所に加算されます。

※3…利用者負担額(段階)について

○世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市区町村民税を課税されておらず、下記に該当される方は施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

第一段階	老齢福祉年金を受給、または生活保護を受給されている方。
第二段階	預貯金が650万円(夫婦で1,650万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間80万円以下の方。
第三段階①	預貯金が550万円(夫婦で1,550万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間120万円以下の方。
第三段階②	預貯金が500万円(夫婦で1,500万円)以下で本人の年金等収入額の合計が年間120万円を超える方。
第四段階	上記以外の方。

※4…高額介護サービス費について

○下記に該当される方が1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、高額介護サービス費として超えた分が後から払い戻されます。

市民税課税～課税所得380万円未満	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税の方	24,600円(世帯)
世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者等	15,000円(個人)

※償還される時期はお支払いから約2ヶ月後となります。

例:要介護度 4 で 第三段階② の方が 多床室 を1ヵ月利用 の場合

(Ⅰ)サービス利用の自己負担額… 853 (Ⅱ)食費… 1,360 (Ⅲ)居住費… 370

介護保険自己負担分	853 円(1日) × 31日	=	26,443	円	…①
療養食加算	0 円(1回) × 3回 × 31日	=	0	円	…②
処遇改善等加算後 ①+②(	26,443 円)+①と②計の8.3%,1.6%	=	29,061	円	…③
食費・居住費	(1,360 円 + 370 円) × 31日	=	53,630	円	…④
事務管理費	(…次項参照)	=	3,000	円	…⑤
1ヶ月の自己負担額(③+④+⑤)		=	85,691	円	
高額介護サービス費による償還	29,061	－	24,600	=	4,461 円
差引額		=	81,230	円	

○おむつ代は介護保険給付対象となっており、上記①にふくまれていますので、ご負担いただく必要はありません。

○感染症や精神症状等により、医師が個室の利用が必要と判断された方は、個室を多床室分の料金でご利用いただく場合もあります。

※5…それ以外の加算について

○ご利用者のご状態やご状況に応じ、以下の加算をさせていただきます。（※単位…円／日額）

初期加算	30	入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20／月	個別機能訓練（Ⅰ）を算定しているご利用者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出し、サービス提供にあたって、当該情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	・管理栄養士を必要数（当施設の場合ご利用者50名に1名以上）配置し、給食管理を行っている。 ・低栄養状態のリスクが高いご利用者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。 ・低栄養状態のリスクが低いご利用者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応している。 ・ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している。 上記を満たした場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 〃（Ⅱ）	3／月 13／月	① ご利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している。 ② ①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している。 ③ ご利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容やご利用者ごとの状態について定期的に記録している。 ④ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直している。 上記を満たした場合に（Ⅰ）が加算されます。また、そのうえで入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について、褥瘡の発生がない場合に（Ⅱ）が算定されます。
排せつ支援加算（Ⅰ） 〃（Ⅱ） 〃（Ⅲ）	10／月 15／月 20／月	① 排せつに介護を要するご利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している。 ② ①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施している。 ③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、ご利用者ごとに支援計画を見直している。 ①②③を満たした場合に（Ⅰ）が算定されます。また、そのうえで入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用から使用なしに改善した場合に（Ⅱ）を、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がなく、かつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合に（Ⅲ）が算定されます。
再入所時栄養連携加算	400／回	ご利用者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、当施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間 650／回 深夜 1300／回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間（18～22時）又は深夜（22～翌6時）に施設を訪問し、ご利用者の診療を行った場合に加算されます。
安全対策体制加算	20／回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に限り1回加算されます。
療養食加算	6／回	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なわれた方に1日3食を限度とし、1食を1回として加算されます。

看取り介護加算

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行い、施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることで加算されます。

死亡日45日前～31日前	1日につき72単位
死亡日30日前～4日前	1日につき144単位
死亡日の前日及び前々日	1日につき680単位
死亡日	1日につき1280単位

※6…外泊(入院)時について

- 外泊や入院された場合で、施設に在所していない日であっても、外泊(入院)の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は最長12日間)は246円を自己負担していただきます。
- 居宅に外泊され、当施設が提供する在宅サービスをご利用された場合は1日につき560円をご負担いただきます。ただし、外泊の初日及び最終日、外泊時費用算定時を除きます。
- 外泊(入院)時に居室を確保している場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方(利用料段階1段階～3段階)は、外泊時費用(370円)算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、個室利用者1,171円、多床室利用者855円のご負担になります。

(※単位…円／日額)

	外泊翌日より6日間				外泊翌日より7日目以降			
外泊時費用	246				0			
多床室を確保の場合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	0	370	370	855	855			
個室を確保の場合	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	320	420	820	1,171	1,171			
在宅サービスを利用された場合	560				—			

2. 介護保険の基準外サービス

※1…1以外のサービスについて

- 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービス内容	概要と利用料金
①特別な食事	要した費用の実費 (ご契約者のご希望に基づいて特別な食事、お酒等を提供します)
②理髪	1回 1,800円(カット) (月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただくことができます)
美容	1回 2,200円 (カット) (月に1回、美容師の出張による調髪、パーマ、洗髪、顔剃等の美容サービスをご利用いただくことができます) ※パーマ等ご利用の場合は別紙料金表にもとづき別途費用をいただきます。
③貴重品の管理 (事務管理費)	1ヶ月あたり 3,000円 (ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は預かり金規定に依ります)
④レクリエーション、 クラブ活動	必要経費、材料代等の実費 (ご契約者の希望により生け花教室等の活動に参加していただくことができます)
⑤日常生活上 必要となる 諸費用実費	要した費用の実費 (日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが 適当であるものにかかる費用を負担いただきます)

※2…ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等について

- ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間は以下の料金をいただきます。(※単位…円／日額)

居室区分	多床室					個室				
ご利用者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200	6,460	7,140	7,850	8,530	9,200

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合

多床室・個室とも… 6,460 円

- ☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。